別表六（二十八）　記載要領

1　この表は、法人が租税特別措置法第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表六（二十八）付表において同じ。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成30年旧措置法」という。）第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成30年旧措置法第42条の５第２項若しくは第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12第１項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限る。別表六（二十八）付表において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「調整前法人税額超過構成額　(7)」の各欄には、「調整前法人税額超過額 (1)−(4)　(5)」の金額が租税特別措置法第42条の13第１項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項又は平成30年旧措置法第42条の13第１項に規定する調整前法人税額超過額を構成する部分の金額を記載すること。

3　「㉗」から「㉙」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六（十一）の記載要領第３号、別表六（十三）の記載要領第４号、別表六（十四）の記載要領第４号、別表六（二十一）の記載要領第３号及び別表六（二十二）の記載要領第４号中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」として、これらの号の規定を適用すること。